

環自野発第 1701234 号
平成 29 年 1 月 23 日

都道府県鳥獣行政担当部（局）長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長
(公印省略)

鳥獣保護区におけるニホンジカ等の被害の対応方法について

鳥獣行政の推進につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 28 年度地方分権改革に関する提案募集において、「鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特例制度の創設」が提案されました。この提案について、地方分権改革推進会議有識者会議及び提案募集検討専門部会等において検討がなされ、その対応として「一定の区域内において、シカ、イノシシ等の狩猟鳥獣のうち第二種特定鳥獣管理計画で定められたもの（7 条の 2）による被害の防止を図りつつ、他の鳥獣の保護を図る必要がある場合の対応については、対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域（12 条 2 項）や休猟区の特例（14 条 1 項）の活用等、既存の制度を組み合わせた方法を、各制度の趣旨や具体的な事例を含めて都道府県に平成 28 年度中に通知する。あわせて、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用した認定鳥獣捕獲等事業者（18 条の 2）の育成のための取組を推進するほか、都道府県における狩猟者の確保等捕獲の担い手の育成に係る取組状況を把握し、平成 28 年度中に周知するなど、地方公共団体における捕獲の担い手の確保に係る支援を行う。」こととされました（「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定））。

これを受け、当省において、別紙の通り、鳥獣保護区におけるニホンジカ等の被害対策に係る対策事例をとりまとめましたので、貴都道府県における対策の参考としてください。特に、鳥獣保護区において指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）の捕獲を推進するに当たっては、必要に応じて、保護すべき鳥獣に配慮した上で、まずは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 14 条の 2 に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業又は法第 9 条に基づく許可捕獲を積極的に実施していただく

ようお願いします。また、鳥獣保護区を解除し、必要に応じて再び鳥獣保護区に戻すこと等を前提とした上で、法第12条第2項に基づく「狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域」又は法第14条第1項に基づく「特例休猟区」が設定できること及び当該区域の制度趣旨及び実際の活用事例について周知いたします。

また、捕獲の担い手の確保として実施する認定鳥獣捕獲等事業者等の育成に対しても、当省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用できることについて改めて周知します。

(参考) 提案団体からの提案内容

提案番号：166

提案団体：岐阜県

提案内容：鳥獣保護区内における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認める時は保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できるといった、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。

検討経過：地方分権改革推進室のホームページ（下記 URL）を参照

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/index-h28.html>

問い合わせ先

鳥獣保護管理室 道明、高瀬

電話 03-5521-8285 Fax 03-3581-7090

鳥獣保護区における二ホンジカ等の被害の対応方法

鳥獣保護区制度の趣旨

・鳥獣保護区は、一定の区域内で、個人の自由な意思による狩猟行為を禁止することにより、鳥獣の捕獲そのものだけでなく、発砲音や狩猟者の自由な土地への出入りを抑制し、もって、長期的に鳥獣の安寧な生息環境や営巣・繁殖環境を維持し、国土において鳥獣の保護を図る区域を確保することを制度の趣旨としている。

対応オプション

●基本的には「許可捕獲」や「指定管理鳥獣捕獲等事業」で対応する。

鳥獣保護区において、二ホンジカ・イノシシ等による被害の防止を図るために捕獲等を行う場合は、保護すべき鳥獣に影響がないよう捕獲手法や捕獲時期等を選定し、捕獲等を進める必要がある。このため、捕獲等の許可に条件を付すことができる法第9条第1項に基づく「許可捕獲」、または、捕獲等すべき鳥獣が指定管理鳥獣である場合は、法第14条の2に基づき捕獲等について都道府県が計画を作成して捕獲等を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」により対応する。

●鳥獣保護区そのものの見直し

鳥獣保護区は、狩猟を禁止することにより鳥獣の保護を図ることを目的とした区域制度であり、そもそも、鳥獣保護区で狩猟を認めても問題がない場合は、都道府県知事の権限で県指定の鳥獣保護区の見直し（解除を含む）を行うことが可能。

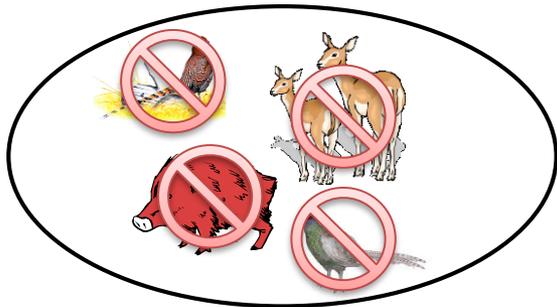
（参考）基本指針Ⅲ第二3（1）

・・・、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

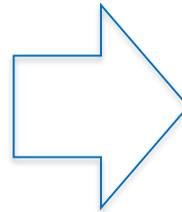
●特定の狩猟鳥獣のみを狩猟の対象とする場合、鳥獣保護区を解除したうえで、法第12条第2項に基づく「狩猟鳥獣（二ホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域」を設定する、又は、休猟区にしたのち法第14条第1項に基づく「特例休猟区」を設定することが可能（次ページ以降参照）

ニホンジカ・イノシシのみ狩猟可能とする区域設定

鳥獣保護区



設定したい区域



＜狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域と特例休猟区の活用により可能＞

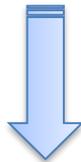
法第12条第2項

鳥獣保護区：鳥獣の保護のため重要と認める区域を指定。狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。（平成27年度：都道府県指定は計3,714箇所、3,066万ha）



狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域

狩猟鳥獣の保護のため、種・期間・区域・猟法を定めて狩猟を禁止できる区域制度を応用して、ニホンジカ・イノシシのみ狩猟できるようにした区域。（4県、計23箇所、24,730ha）



法第14条第1項

休猟区：主にキジやヤマドリなどの狩猟資源を回復させるために一定の期間狩猟を禁止する区域。（平成27年度：21県、計246箇所、40万ha）
※ただし、休猟区の存続期間は3年



特例休猟区

農林業被害を防止するため、休猟区のうち都道府県知事が指定した区域において第二種特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ等）のみ狩猟ができる区域。（11県、計131箇所、18.2万ha）（平成18年法改正により創設）

鳥獣保護区において、特定の鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）のみを狩猟でも捕獲するために、鳥獣保護区を解除して、一時的に設定する狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域の活用例

①栃木県

- ・ 狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域 計9箇所（14,679ha）
- ・ 狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域 計2箇所（1,161ha）

（参考）栃木県第11次鳥獣保護管理事業計画 Ⅱ 第2 3 (1)

ニホンジカ又はイノシシによる被害が発生している鳥獣保護区のうち、特に個体数を減少させて被害を軽減する必要がある区域については、被害が軽減するまでの間、一時的に区域を縮小又は解除し、当該区域をニホンジカ及びイノシシのみの捕獲ができる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に移行することにより、鳥獣保護区の目的の達成と被害軽減の両立を目指します。また、当該区域はニホンジカ及びイノシシの第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため指定するものとし、指定期間は特定計画の終期（ニホンジカ又はイノシシ特定計画のいずれか早い方の終期）までとします。なお、指定期間が満了する区域については、鳥獣保護区に戻すことを前提として、被害の状況を検証するものとします。

②群馬県

- ・ 狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域 計4箇所（2,974ha）

（参考）群馬県第11次鳥獣保護管理事業計画 第二 4 (1)

鳥獣保護区の区域内において、特定の狩猟鳥獣（シカ又はイノシシ）の生息数が増加し、当該狩猟鳥獣による農林水産業又は生態系への被害が顕著となっている場合は、被害の軽減と鳥獣全般の保護との両立を図るため、鳥獣保護区を一時的に解除して当該狩猟鳥獣を除く狩猟鳥獣捕獲禁止に移行することにより、狩猟による当該狩猟鳥獣の捕獲を可能とする。

なお、移行に当たっては、鳥獣保護区の期間更新手続きにあわせ、解除しようとする鳥獣保護区の指定の目的が損なわれるおそれがないか、また、解除による当該鳥獣以外の鳥獣への影響及び当該区域内における狩猟の安全性の確保について検討、配慮するとともに、期間更新前の鳥獣保護区であっても、緊急性の観点から検討する。

③長野県

- ・ 狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域 計4箇所（2,651ha）

（参考）長野県第11次鳥獣保護管理事業計画 第2 1 （2）ウ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

既設鳥獣保護区のうち、ニホンジカやイノシシ等の農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある鳥獣が生息している地域については、その鳥獣だけを捕獲できる区域（狩猟鳥獣捕獲禁止区域）に一時的に変更の見直しを行い、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すこととする。

④静岡県

- ・ 狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域 計3箇所（2,633ha）
- ・ 狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカ・ハクビシンを除く）捕獲禁止区域 計1箇所（631ha）

（参考）静岡県第11次鳥獣保護管理事業計画 第5 5

・ 既設の鳥獣保護区において、狩猟鳥獣による被害が著しい場合で、鳥獣保護区の期間更新等の同意が得られない場合は、期間を限定して鳥獣保護区から「狩猟鳥獣（著しい被害を与える鳥獣を除く）捕獲禁止区域」に指定替えするよう努める。ただし、指定期間の満了時に、狩猟鳥獣（著しい被害を与える鳥獣を除く）捕獲禁止区域指定の効果を検証し、捕獲の対象とした加害鳥獣による農林水産業被害の軽減が認められない場合は地元の同意を得て再指定し、被害の軽減が認められる場合には、地元の意向を踏まえて、原則として鳥獣保護区に再度指定するよう努めるものとする。